

高教組速報

2022 年度

第 2 号

2022 年 5 月 30 日

文責 佐藤真一郎

長崎高教組 長崎市中川 2 丁目 2-5 TEL (095) 827-5882

県教委：雇用と年金の確実な接続のための定年引上げ条例案提示

「定年年齢による退職者が少ない年度でも、新規採用者数に偏りが出ないように努力する」

5 月 27 日定年引上げ条例案の交渉を行いました。交渉には、高教組本部から鍛冶委員長以下、執行部 6 人が参加し、県教委は、高稲教職員課長、初村人事管理監、他 5 人が対応しました。

定年引き上げの目的

2000 年の厚生年金保険法改正により、今年度退職者から 65 歳まで完全無年金の状況になるため、安心して働きつづけられる定年引上げ制度が求められていました。

定年引き上げ条例案の概要

スケジュール：定年年齢を段階的に引上げる

生年月日	定年年齢	定年年度
1962/4/2~1963/4/1	60 歳	2022 年度 (令和 4 年度)
1963/4/2~1964/4/1	61 歳	2024 年度 (令和 6 年度)
1964/4/2~1965/4/1	62 歳	2026 年度 (令和 8 年度)
1965/4/2~1966/4/1	63 歳	2028 年度 (令和 10 年度)
1966/4/2~1967/4/1	64 歳	2030 年度 (令和 12 年度)
1967/4/2~	65 歳	2032 年度 (令和 14 年度)

※23、25、27、29、31 年度の年度末には、定年退職者はいません
給与：7 割に減額 (60 歳時の給与からの算出)

退職金：退職日の給料月額で計算されるのではなく、基本額の計算方法は特例 (ピーク時特例) を適用

役職定年制：60 歳になる管理職は降格 (一部特例あり)

手当：扶養、住居、通勤、単身赴任、特殊勤務及び宿日直手当は、60 歳前の職員と同額を支給する。その他は算出方法が異なるが、7 割の影響を受ける

役職定年制について

校長、副校長、教頭、事務長などの管理職手当がつく職員と部主事、主幹教諭、指導教諭等、特 2 級の職員は 60 歳を上限として、後進の教職員が昇進する妨げにならないように、原則として道を譲るよう制度設計されています。ただし、校長職については欠員補充を容易にできない「特別の事情があるもの」については特例として管理監督職で引き続き勤務する場合がありますと説明しています。

退職金についてはピーク時特例

退職金については 60 歳以降の 7 割給与からの算出ではなく、ピーク時特例を適用し、県教委は「減額される

ことにはならない。勤務年数が 35 年に満たない人が、延長された年齢まで働くことで、35 年の上限に達し、退職金が増える」と説明しました。

7 割には合理的根拠はなし

地公法第 24 条には「職員の給与は職務と責任に応じなければならない」という「職務給の原則」があり、このことから、公務共闘の折衝(4/21)においても、県人事委員会は「教職員に対しても 7 割給与に相当する職責となるように制度設計が図られるべきだ」と明らかにしています。このことから、年齢だけをもって給与を 7 割にする根拠を質しました。県教委は「7 割給与は国に準じて定めている」とし、職務給の原則に基づく合理的根拠は示しませんでした。

多様な働き方が可能

定年年齢までは、定年年齢までの勤務、新しい制度の再任用短時間、臨時的任用の 3 種類。さらに定年が 65 歳になるまでは、定年年齢を超えると、現行の再任用(フルまたは短時間)、臨時的任用の多様な勤務が考えられます。県はその意思確認を行う詳細な時期を未定としましたが、翌年度の新規採用者募集要項は 5 月に公表されることから、定年年齢に達する前年度の早い時期に意思確認は行われるはずです。

追及すべき多くの課題あり

条例案によれば、役職定年で、特 2 級以上の職から教諭等 2 級の職になった職員は、調整額がつき、前職の 7 割になるように支給されることになっています。つまり、60 歳を超えると、同じ仕事でありながら、管理職時の 7 割給与で働く人、定年年齢前の 7 割で働く人、定年年齢を超えた再任用職員の給与で働く人の 3 種類の給与で働く人がいる不平等な職場となります。

前述の役職定年制は、特例として、管理監督職を 60 歳以降でも勤務できるケースがあるとしていますが、高教組は恣意的運用にならない仕組みを求めています。

定年を間近にした教職員だけの問題ではなく、若い世代にとっても、子どもの教育費や健康問題など、ライフプランで最もお金が必要な時期に賃金を抑制されることが予想される制度になっており、教職員全体の問題と言えます。